# 平成20年9月22日

#### 1. 出席議員

議	長	杉	原	豊	喜
1	番	上	田	雄	_
3	番	山	口	裕	子
5	番	大河	可内		智
7	番	古	Ш	盛	義
9	番	山	口	良	広
11	番	山	﨑	鉄	好
13	番	前	田	法	弘
15	番	石	橋	敏	伸
17	番	小	池	_	哉
19	番	山	口	昌	宏
21	番	吉	原	武	藤
23	番	江	原	_	雄
27	番	髙	木	佐-	一郎
29	番	黒	岩	幸	生

副議長 牟 田 勝 浩 2 番 浦 泰孝 4 番 松尾陽輔 6 番 宮 本 栄 八 8 番 上 野 淑 子 10 番 吉川 里 已 12 番 末 藤 正幸 14 番 小 栁 義和 16 番 博 德 樋 渡 18 番 大 渡 幸雄 初 秋 20 番 松尾 22 番 平 野 邦 夫 26 番 川原 千 秋 28 番 起雄 富永 30 番 谷口攝久

# 2. 欠席議員

なし

# 3. 本会議に出席した事務局職員

 事務局長末次隆裕次

 長黒川和広

 議事係長川久保和幸

 議事係員森正文

# 4. 地方自治法第121条により出席した者

市						長	樋	渡	啓	祐
副			市			長	古	賀		滋
副			市			長	大	田	芳	洋
教			育			長	浦	郷		究
総		務		部		長	大	庭	健	三
企		画		部		長	角			眞
営		業		部		長	前	田	敏	美
<	6		L	拉	<del>-</del> 13	長	或	井	雅	裕
۲	نح	,	£	台	<del>-</del> 13	長	藤	﨑	勝	行
ま	ち	づ	<	り	部	長	松	尾		定
Щ	内		支	戸	斤	長	永	尾	忠	則
北	方	•	支	戸	斤	長	浦	郷	政	紹
会	計	•	管	廷	里	者	森		基	治
教		育		部		長	古	賀	雅	章
水		道		部		長	宮	下	正	博
市	民	病	院	事	務	長	伊	藤	元	康
総		務		課		長	山	田	義	利
財		政		課		長	久	原	義	博
企		画		課		長	橋	口	正	紀
選挙管理委員会事務局長					務局	長	大	宅	敬	_
監	查多	委 貞	事	移	局	長	吉	野	孝	_
農	業 委	員	会	事 彩	务 局	長	西	村	益	生

	議事	日	程	第 6	号
				9月22日	(月) 10時開議
日程第1	第82号議案	専決処分	うの承認につい	て(平成20年度	医武雄市一般会計補正
		予算 (第	第6回))(質	質疑・所管常任	委員会付託省略・討
		論・採済	央)		
日程第2	第83号議案	武雄市力	k洗便所等改造	資金融資あっせ	けん及び利子助成に関
		する条例	列(質疑・建設	常任委員会付訊	E)
日程第3	第84号議案	武雄市公	公益法人等への	職員の派遣に関	引する条例の一部を改
		正する多	そ例(質疑・総	務常任委員会付	†託)
日程第4	第85号議案	武雄市縣	競員の勤務時間	、休暇等に関す	る条例の一部を改正
		する条例	列(質疑・総務	常任委員会付訊	E)
日程第5	第86号議案	武雄市調	養会議員の報酬	及び費用弁償等	<b>岸に関する条例及び武</b>
		雄市特別	別職報酬等審議	義会条例の一部	を改正する条例(質
		疑・所管	管常任委員会付	託省略・討論・	採決)
日程第6	第87号議案	武雄市認	忍可地縁団体印	鑑の登録及び訂	E明に関する条例の一
		部を改正	Eする条例(質	疑・総務常任委	員会付託)
日程第7	第88号議案	武雄市立	立武雄市民病院	の移譲に伴う特	<b>F別措置に関する条例</b>
		の一部を	と改正する条例	(質疑・総務常	7任委員会付託)
日程第8	第89号議案	平成20年	F度武雄市一般	会計補正予算	(第7回) (質疑・所
		管常任务	委員会分割付託		
日程第9	第90号議案	平成20年	<b>F度武雄市国</b> 县	尺健康保険特別	会計補正予算(第2
		回) (質	質疑・福祉文教	常任委員会付訊	£)
日程第10	第91号議案	平成20年	<b></b>	、保健特別会計	補正予算(第2回)
		(質疑・	• 福祉文教常任	委員会付託)	
日程第11	第92号議案	平成20年	F度武雄市後期	高齢者医療特別	日会計補正予算(第1
		回) (質	質疑・福祉文教	常任委員会付訊	E)
日程第12	第93号議案	平成20年	F度武雄市農業	集落排水事業幣	別会計補正予算(第
		1回)	(質疑・建設常	任委員会付託)	
日程第13	第94号議案	平成20年	F度武雄市公共	下水道事業特別	一会計補正予算(第1
		回) (質	質疑・建設常任	委員会付託)	
日程第14	第95号議案	平成204	<b>年度武雄市競</b> 輔	命事業特別会計	補正予算(第1回)
		(質疑・	• 産業経済常任	委員会付託)	
日程第15	議案の訂正に	ついて(詞	養決)		

日程第16	第96号議案	平成19年度武雄市病院事業会計決算認定について(質疑・
		特別会計等決算審查特別委員会設置付託)
日程第17	第97号議案	平成19年度武雄市水道事業会計決算認定について(質疑・
		特別会計等決算審査特別委員会付託)
日程第18	第98号議案	平成19年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について
		(質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託)
日程第19	第101号議案	平成19年度武雄市一般会計決算認定について(質疑・一般
		会計等決算審査特別委員会設置付託)
日程第20	第102号議案	平成19年度武雄市国民健康保険特別会計決算認定について
		(質疑・一般会計等決算審査特別委員会付託)
日程第21	第103号議案	平成19年度武雄市老人保健特別会計決算認定について(質
		疑・一般会計等決算審査特別委員会付託)
日程第22	第104号議案	平成19年度武雄市農業集落排水事業特別会計決算認定につ
		いて(質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託)
日程第23	第105号議案	平成19年度武雄市公共下水道事業特別会計決算認定につい
		て (質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託)
日程第24	第106号議案	平成19年度武雄市土地区画整理事業特別会計決算認定につ
		いて(質疑・特別会計等決算審査特別委員会付託)
日程第25	第107号議案	平成19年度武雄市競輪事業特別会計決算認定について(質
		疑・特別会計等決算審査特別委員会付託)
日程第26	第108号議案	平成19年度武雄市給湯事業特別会計決算認定について(質
		疑・特別会計等決算審査特別委員会付託)
日程第27	第109号議案	平成19年度武雄市交通災害共済特別会計決算認定について
		(質疑・一般会計等決算審査特別委員会付託)
日程第28	報告第11号	専決処分の報告について (質疑)
日程第29	報告第12号	平成19年度武雄市一般会計継続費精算報告書の報告につ
		いて(質疑)
日程第30	意見書第6号	住民本位の医療を求める意見書(趣旨説明・質疑・総務
		常任委員会付託)

# 開 議 10時

# 〇議長(杉原豊喜君)

皆さんおはようございます。休会前に引き続き、本日の会議を開きます。

市長から提出されました第99号議案から第110号議案までの12議案と議員提案第1号及び 第2号並びに報告第13号を追加上程いたします。

日程に基づき議事を進めます。これより議案審議を開始いたします。

日程第1. 第82号議案 専決処分の承認についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

## 〇大庭総務部長〔登壇〕

おはようございます。第82号議案 専決処分の承認について補足説明申し上げます。

平成20年度武雄市一般会計補正予算(第6回)を専決処分いたしましたので、その内容について御説明申し上げます。

専決処分いたしました補正予算書につきましては、別紙という形で皆様のお手元にお届け しておりますので、その1ページをごらんいただきたいと存じます。

今回の専決では、第1条のとおり債務負担行為の補正をいたしております。

内容につきましては、補正予算書2ページに掲げております、第1表債務負担行為補正の とおり、武雄市土地開発公社の事業資金借り入れに対する債務の損失補償にかかわる債務負 担行為の補正を行ったところでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議のほどお願いいたします。

# 〇議長(杉原豊喜君)

第82号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、第82号議案は所管の常任委員会付託を省略いたします。 第82号議案に対する討論を開始いたします。討論ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論をとどめます。

採決いたします。第82号議案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、第82号議案は原案のとおり承認することに決しました。

日程第2. 第83号議案 武雄市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成に関する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

# 〇松尾まちづくり部長〔登壇〕

おはようございます。第83号議案 武雄市水洗便所等改造資金融資あっせん及び利子助成に関する条例について補足説明を申し上げます。

議案書の3ページからでございます。

本条例につきましては、公共下水道や農業集落排水施設に接続するため、水洗便所等の改造工事をされる方に対し、改造資金の融資あっせんや、その利子助成について定めるものでございます。

条例の内容ですが、第1条は目的、第2条は用語の定義でございます。

第3条で、融資あっせんの対象となる工事は、居住用の建築物でくみ取り便所を水洗便所に改造する工事、または既設の浄化槽を廃止して下水道に接続する工事と規定しております。

第4条及び第5条では、融資あっせんの資格要件や融資金の額を定めておりまして、融資金の限度額は100万円としております。

第6条及び第7条は融資あっせんの申請手続等について、第8条は融資金の利子や償還の 方法等について定めております。償還は48月以内の元利均等払い、利率は金融機関との協定 金利としております。

第9条は融資あっせんの取り消し規定を、第10条は融資を受けた者とその連帯保証人が債務を履行しなかった場合に、金融機関が受けた損失を武雄市が補償することについて定めております。

第12条は、利子助成金について、供用開始後3年以内に工事を完了した場合は利子総額の全額を、3年を超え5年以内に工事を完了した場合は利子総額の半額を助成することとしております。なお、農業集落排水の8地区のうち、6地区が供用開始から既に5年を経過しておりますので、早期接続促進のための特例措置として、附則第2項で平成22年3月末までに工事が完了した場合は利子総額の全額を助成することとしております。

第13条は利子助成金の交付申請について、第14条は金融機関の帳簿等の閲覧について、第 15条は融資金の使途等の調査について、第16条は委任事項について定めております。

また、本条例の施行日は平成20年10月1日としております。

以上で補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### 〇議長(杉原豊喜君)

第83号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第3. 第84号議案 武雄市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する 条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

## 〇大庭総務部長〔登壇〕

第84号議案 武雄市公益法人等への職員の派遣に関する条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

議案参考資料新旧対照条文、1ページを御参照ください。

この条例につきましては、本年12月1日から施行されます一般社団法人及び一般財団法人 に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法 律の整備等に関する法律による公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の 一部改正に伴うもので、条例題名につきましては派遣に関する法律の題名改正に準じ改正す るものでございます。

第1条では、派遣に関する法律の題名の改正に伴い、引用する法律名の改正を行うとともに、当該法律の規定中、公益法人が新たに施行されます公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に規定する公益法人と区別するため、公益的法人に改正されたことにより改正するものでございます。

第2条第1項第1号では、整備法による民法の改正により、社団または財団の公益法人の設立根拠となる民法第34条の規定が改正され、現行の公益法人は民法による設立根拠を失うことになります。このため、整備法第40条において、民法第34条の規定により設立された公益法人であって平成20年12月1日に現に存在するものは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による一般社団法人又は一般財団法人として存続することとされたことに伴い改正するものです。

同項第2号では、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項 第2号の法人を定める政令の一部改正により同政令の題名等が改正されたことに伴い、引用 する政令名を改正するものでございます。

附則第2条では、本条例題名の改正に伴い、武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う特別措置 に関する条例において引用している本条例名の改正を行うものでございます。

施行日につきましては、法律の施行日でございます平成20年12月1日からといたしております。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

# 〇議長(杉原豊喜君)

第84号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第4. 第85号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

#### 〇大庭総務部長 [登壇]

第85号議案 武雄市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について 補足説明を申し上げます。

議案参考資料新旧対照条文、3ページを御参照ください。

本条例につきましては、本年10月1日から施行されます公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正に伴い、改正するものでございます。

これは、政策金融機関改革により、出資金のうちの多くを政府が出資している金融機関についての統合、民営化の見直しがなされたことに伴うもので、これまで公庫の予算及び決算に関する法律第1条に掲げられておりました国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫、公営企業金融公庫、沖縄振興開発金融公庫の5つの金融公庫につきまして、国民生活金融公庫、農林漁業金融公庫、中小企業金融公庫が株式会社日本政策金融機関に、公営企業金融公庫が地方公共団体共同出資法人地方公営企業等金融公庫となり、公的金融機関としては沖縄振興開発金融公庫のみとなることから、所要の改正を行うものでございます。これにより、条例第12条第1項第3号で規定しております本市以外の地方公共団体の職員、国家公務員などの公的団体のうちから引き続き本市の職員となったときの年次休暇の残日数の加算が適用できる公的金融機関の職員は、沖縄振興開発金融公庫の職員のみとなります。

施行日につきましては、法律の施行日でございます平成20年10月1日からといたしております。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

#### 〇議長(杉原豊喜君)

第85号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第5. 第86号議案 武雄市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

## 〇大庭総務部長〔登壇〕

第86号議案 武雄市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例及び武雄市特別職報酬等 審議会条例の一部を改正する条例について補足説明を申し上げます。

議案参考資料新旧対照表、4ページ、5ページを御参照ください。

本条例につきましては、本年9月1日から施行されました地方自治法の一部改正に伴い、 議員の報酬の支給方法等に関する規定について、他の行政委員会の委員等の報酬方法に関す る規定から分離して整備がなされ、議会議員の「報酬」の名称が「議員報酬」に改められた ことに伴うものでございます。

改正いたします条例は、武雄市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例、武雄市特別職報酬等審議会条例の2件で、これらの条例の規定中「報酬」を「議員報酬」に、「報酬月額」を「議員報酬月額」に改めるもので、武雄市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例につきましては、条例の題名改正も行っております。

施行日につきましては、公布の日からといたしております。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

## 〇議長(杉原豊喜君)

第86号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

お諮りいたします。本案は所管の常任委員会付託を省略いたしたいと思います。これに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、第86号議案は所管の常任委員会付託を省略することに決しました。

第86号議案に対する討論を開始いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論をとどめます。

採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、第86号議案は原案のとおり可決されました。

日程第6. 第87号議案 武雄市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

#### 〇大庭総務部長〔登壇〕

第87号議案 武雄市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例 について補足説明を申し上げます。

議案参考資料新旧対照条文、6ページを御参照ください。

本条例につきましても、本年12月1日から施行されます一般社団法人及び一般財団法人に 関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律 の整備等に関する法律による地方自治法の一部改正に伴うものでございます。

改正前の地方自治法におきましては、認可地縁団体にかかわる登録資格者となる仮代表者

等の選任について、同法第260条の2第15項において民法を準用する旨規定されておりましたが、民法の改正でこれらの規定が削られ、地方自治法で具体的に定められたことに伴い改正するものでございます。

第2条は、認可地縁団体印鑑の登録資格者について、代表者とは別に仮代表者等が選任されている場合における仮代表者、特別代表者、清算人等の選任等に係る民法を準用する規定を、地方自治法第260条の9の規定による仮代表者、法第260条の10の規定による特別代理人、法第260条の24又は第260条の25の規定による清算人に改めるものでございます。

第11条につきましても、認可地縁団体の解散事由について民法を準用する規定を民法第 260条の20に改めるものでございます。

施行日につきましては、法律の施行日でございます平成20年12月1日からといたしております。

以上、よろしく御審議のほどお願いいたします。

#### 〇議長(杉原豊喜君)

第87号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第7. 第88号議案 武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う特別措置に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。角企画部長

#### 〇角企画部長 〔登壇〕

第88号議案 武雄市立武雄市民病院の移譲に伴う特別措置に関する条例の一部を改正する条例について補足説明申し上げます。

議案参考資料新旧対照表、7ページを御参照ください。

本条例につきましても、本年12月1日から施行されます一般社団法人及び一般財団法人に 関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律 の整備等に関する法律——以下、整備法と省略させていただきます——による民法の一部改 正に伴うものでございます。

社団または財団の公益法人の設立根拠となる民法第34条の規定が改正され、現行の民法第34条の規定により設立された法人は民法による設立根拠を失うこととなり、整備法第40条において、民法第34条の規定により設立された社団、財団であって平成20年12月1日に現に存在するものは、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定による一般社団法人又は一般財団法人として存続することとされたことに伴い、改正するものでございます。

施行日につきましては、法律の施行日であります平成20年12月1日からといたしておりま

す。

以上、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

#### 〇議長(杉原豊喜君)

第88号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は総務常任委員会に付託をいたします。

日程第8. 第89号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算(第7回)を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

# 〇大庭総務部長〔登壇〕

第89号議案 平成20年度武雄市一般会計補正予算(第7回)について補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをごらんください。

第1条の歳入歳出予算の補正では、歳入歳出にそれぞれ5億3,002万7,000円を追加し、補 正後の総額を歳入歳出それぞれ202億562万7,000円とするものでございます。

まず、歳出についてでございます。

予算説明書の(9)ページからでございます。

2款.総務費、1項.総務管理費、4目.財産管理費では、新公会計制度に対応するため、財産台帳の整備に要する経費等をお願いしております。

11目. 積立金では、財政調整基金及び職員退職手当基金につきましては、前年度からの繰越金を活用し、積み立てるものでございます。

2項.企画費、1目.企画総務費では、市民病院の移譲に伴い売却を予定している建物などの鑑定費用のほか、九州新幹線武雄温泉-諫早間にかかわる建設費負担金をお願いしております。

(10)ページをごらんください。

3項. 徴税費、2目. 賦課徴収費では、地方税の電子化に要する経費のほか、税源移譲に 伴う市民税の還付金等の増額をお願いいたしております。

(11)ページをごらんください。

3款.民生費、1項.社会福祉費、3目.老人福祉費では、特別養護老人ホーム多床室解消のための施設整備等に対する補助金をお願いしております。

4目. 更生援護費では、障がい者の方が日常生活に必要な介護を受けるため施設を利用される場合、負担の軽減を図るための助成金をお願いいたしております。また、山内支所1階に障がい者の交流スペースを確保するため、つどいの広場を整備することといたしておりま

す。

- (12)ページ下段から、(13)ページの4款.衛生費、1項.保健衛生費、1目.保健衛生総務費では、11月下旬に開催を予定しております食育祭に要する経費などをお願いしております。
- (13)ページの6款.農林業費、1項.農業費、3目.農業振興費では、原油価格の高騰に対し、イチゴハウスなど農業施設の省資源化に対する補助金のほか、4目.畜産業費では、自給飼料の増産に必要な機械の導入に対する補助金をお願いしております。
- (14)ページの5目. 農地費では、北方町宮裾地区において旧炭鉱の坑内水が湧出し、田畑 への被害が出ていますので、その対策に要する経費をお願いしております。
- (15)ページの7款. 商工費、1項. 商工費では、温泉通り街路灯の改修に対する補助金等をお願いしております。
- (16)ページの8款.土木費、3項.河川費では、若木町原地区及び東川登町宇土手地区における急傾斜地崩壊防止工事をお願いしております。
- 4項. 都市計画費では、武雄北部区画整理の実施に伴い、都市計画街路中野御船山線の計画変更等に要する経費をお願いしております。
- (17)ページの10款. 教育費、3項. 小学校費及び4項. 中学校費では、寄附に伴う図書購入費をお願いしております。
- (18)ページの5項. 社会教育費、4目. 図書館費では、本年10月下旬から11月上旬にかけて、図書館歴史資料館で開催を予定しております篤姫展に要する経費をお願いしております。
- (19)ページの11款. 災害復旧費、1項. 農林施設災害復旧費では、農林地崩壊防止工事2カ所と、2項. 土木施設災害復旧費では単独災害復旧費として、道路7カ所、河川3カ所の復旧を行うことにいたしております。

以上、歳出の概要について申し上げましたが、これらを賄う財源として、分担金及び負担 金、国庫支出金、県支出金、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入、市債を計上いたしておりま す。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### 〇議長(杉原豊喜君)

第89号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は所管の常任委員会に分割付託をいたします。

なお、付託区分については後ほど配付をさせていただきます。

日程第9. 第90号議案 平成20年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

## 〇國井くらし部長 [登壇]

それでは、第90号議案 平成20年度武雄市国民健康保険特別会計補正予算(第2回)の補 足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に今回の補正額400万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を57億6,130万3,000円とするものであります。

補正予算説明書の(4)ページをお願いします。

歳出の説明をいたします。

2款.保険給付費、19節.負担金補助及び交付金で、退職被保険者等療養給付費に財源の 不足が見込まれますので、補正をお願いいたしております。

また、4目. 退職被保険者等療養費、19節につきましても同じく財源の不足が見込まれますので、補正をお願いいたしているところでございます。

この歳入といたしまして、(3)ページをお願いいたします。

4款.療養給付費交付金、1節.現年度分として療養給付費の交付金を見込んでおります。 以上、補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

## 〇議長(杉原豊喜君)

第90号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第10. 第91号議案 平成20年度武雄市老人保健特別会計補正予算(第2回)を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

## ○國井くらし部長〔登壇〕

第91号議案 平成20年度武雄市老人保健特別会計補正予算(第2回)の補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお開きください。

第1条で、歳入歳出予算の総額に今回の補正額894万円を追加し、歳入歳出予算の総額を6億3,057万7,000円とするものであります。

補正予算説明書、(5)ページをお願いいたします。

歳出から御説明をいたします。

2款. 医療諸費、1項. 医療諸費でありますが、制度改正に伴いまして医療給付費等の請求が月おくれの請求分のみとなりましたが、当初予算計上見込みを上回る請求となっており

ますので、追加をお願いいたしております。

1目. 医療給付費、2目. 医療費支給費、3目. 審査支払手数料、それぞれ補正をお願い いたしております。

3款23節. 償還金利子及び割引料では、国庫支出金返還金をお願いいたしております。

この歳入といたしまして、(3)ページをお願いします。

1款1項.支払基金交付金、1目1節.現年度分においての支払基金医療費交付金を補正 しております。

2目1節. 現年度分において交付金を見込んでおります。

次に、2款. 国庫支出金、1項. 現年度分においての医療費負担金を見込んでおります。

また、3款. 県支出金で、1項. 現年度分においての医療費負担金を見込んでおるところでございます。

この歳入といたしまして、(4)ページをお願いいたします。

4款. 繰入金でありますが、一般会計からの繰り入れをお願いいたしております。

以上、補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

## 〇議長(杉原豊喜君)

第91号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第11. 第92号議案 平成20年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)を 議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。國井くらし部長

#### 〇國井くらし部長 [登壇]

第92号議案 平成20年度武雄市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1回)の補足説明を申し上げます。

補正予算書の1ページをお願いします。

第1条で、歳入歳出予算の総額に今回の補正額471万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を5億7,398万4,000円とするものであります。

補正予算説明書の(4)ページをお願いします。

歳出から説明をいたします。

1 款. 総務費、1項1目11節. 需用費、2項1目11節. 需用費、12節. 役務費でそれぞれ 補正をお願いいたしております。

次に、3項.保健事業費では、11節. 需用費、12節. 役務費でそれぞれ補正をお願いいた しておるところでございます。 次に、(5)ページですが、2款.後期高齢者医療広域連合納付金、19節、後期高齢者医療 広域連合負担金事務費分の決定を見ましたので、補正をお願いいたしております。

歳入について御説明いたします。

(3)ページをお願いいたします。

3款.繰入金、1節.事務費繰入金です。後期高齢者医療特別会計事務費分、佐賀県後期 高齢者医療広域連合事務費分を一般会計より繰り入れることといたしております。

また、4款、諸収入、3項、特定健康診査等受託費を見込んでおります。

以上、補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

## 〇議長(杉原豊喜君)

第92号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は福祉文教常任委員会に付託をいたします。

日程第12. 第93号議案 平成20年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回) を議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

## 〇松尾まちづくり部長〔登壇〕

第93号議案 平成20年度武雄市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1回)について補 足説明を申し上げます。

今回の補正は、今議会に提案しています第83号議案に伴いまして、農業集落排水処理区域において、接続のために水洗便所等の改造工事をされる方への改造資金の融資あっせんや、 その利子助成に対する予算を計上させていただいておりまして、歳入歳出予算と債務負担から成っております。

予算書の2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億8,248万5,000円と定めるものでございます。

4ページ、第2表は債務負担行為でございまして、先ほど申し上げました第83号議案の水 洗便所等改造資金の融資金につきまして、借り入れ者とその連帯保証人が債務を履行しなか った場合、金融機関が受けた損失を武雄市が補償することとしているために債務負担をお願 いするものでございます。

それでは、予算の内容につきまして予算説明書で御説明いたします。

(3)ページ、歳入の4款1項1目.一般会計繰入金1万1,000円計上させていただいておりますが、今回の補正財源は全額一般会計からの繰入金でございます。

次に、(4)ページ、歳出について御説明いたします。

1款1項1目.一般管理費の19節.負担金補助及び交付金1万1,000円は、水洗便所等の 改造資金について融資金を繰り上げ償還された場合の利子助成金を計上させていただいてお ります。

以上で補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

# 〇議長(杉原豊喜君)

第93号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第13. 第94号議案 平成20年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)を 議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。松尾まちづくり部長

## 〇松尾まちづくり部長〔登壇〕

第94号議案 平成20年度武雄市公共下水道事業特別会計補正予算(第1回)について補足 説明を申し上げます。

本議案につきましては、先ほど御説明いたしました第93号議案と同様、公共下水道区域において、接続のために水洗便所等の改造工事をされる方への改造資金の融資あっせんや、その利子助成に対する予算を計上させていただいておりまして、歳入歳出予算と債務負担から成っております。

予算書の2ページ及び3ページの第1表は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,958万6,000円と定めるものでございます。

4ページ、第2表は第93号議案と同様、金融機関が受けた損失に対する債務負担をお願いするものであります。

予算内容でございますが、予算説明書(3)ページの歳入及び(4)ページの歳出につきまして も、第93号議案と同様、融資金を繰り上げ償還された場合を見込んで1万1,000円計上させ ていただいております。

以上で補足説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

## 〇議長(杉原豊喜君)

第94号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は建設常任委員会に付託をいたします。

日程第14. 第95号議案 平成20年度武雄市競輪事業特別会計補正予算(第1回)を議題と

いたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。前田営業部長

## 〇前田営業部長 [登壇]

第95号議案 平成20年度武雄市競輪事業特別会計補正予算 (第1回) につきまして補足説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いします。

第1条では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ23億2,500万円を追加し、歳入歳出 それぞれ161億8,846万2,000円といたしております。

本年4月に開催しました開設58周年記念競輪、5月の武雄温泉楼門朝市賞、7月の井上茂徳杯におきまして、全国の競輪場における場外発売協力により目標額以上の売り上げを達成することができました。また、鹿児島、宮崎のサテライトにおきましては、4月から小倉、函館等のナイター競輪を発売することができましたので、これらの売上増に伴い歳入を増額するとともに、歳出では、払戻金や日本自転車振興会交付金等の補正をお願いするものでございます。

予算説明書の(3)ページでございますが、先ほど申し上げましたとおり、歳入の車券発売 金には、記念競輪及びF1開催に伴う売り上げを増額し、雑入ではナイター競輪等、発売に 伴う場外発売収入を計上しております。

(4)ページの歳出では、これらの収入増に伴う的中車券払戻金のほか、日本自転車競技会 委託料、日本自転車振興会交付金など所要の経費をお願いするとともに、残りにつきまして は5,690万2,000円を予備費として計上するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

#### 〇議長(杉原豊喜君)

第95号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本案は産業経済常任委員会に付託をいたします。

日程第15. 議案の訂正についてを議題といたします。

執行部の説明を求めます。伊藤市民病院事務長

## 〇伊藤市民病院事務長〔登壇〕

第96号議案 平成19年度武雄市病院事業会計決算認定において、お手元に配付しております議案の一部訂正について、その内容について御説明をいたします。

決算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出の備考欄に、仮受消費税、仮払消費税相当額を記載しておりますが、 このうち仮払消費税相当額に薬剤貯蔵品の消費税相当額が算入されておりませんでした。訂 正後の仮払消費税は2,995万1,661円となります。

この訂正によりまして、1ページ、2ページの備考欄に記載しております仮払消費税相当額の合計から仮受消費税相当額を差し引いた額が、3ページの損益計算書の医業外費用の中の雑損失となります。

今後、このようなことがないよう精査に努めますので、訂正方よろしくお願いをしたいと 思います。(発言する者あり)

# 〇議長(杉原豊喜君)

事務長、数字をもう一回。

## 〇伊藤市民病院事務長〔登壇〕

訂正後の仮払消費税額は2,995万1,661円となります。

# 〇議長(杉原豊喜君)

お諮りいたします。ただいま説明がありました第96号議案 平成19年度武雄市病院事業会 計決算書の一部訂正については、申し出のとおり許可することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、第96号議案は申し出のとおり訂正することを許可いたします。

議案訂正のため、暫時休憩をいたします。

休	憩	10時37分		
五	盟	10時38分		

#### 〇議長(杉原豊喜君)

休憩前に引き続き会議を続けます。

日程第16. 第96号議案 平成19年度武雄市病院事業会計決算認定についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。伊藤市民病院事務長

## ○伊藤市民病院事務長〔登壇〕

第96号議案 平成19年度武雄市病院事業会計決算認定について補足説明を申し上げます。 決算書の12ページの事業報告で御説明をいたしたいと思います。

平成19年度の主な事業につきましては、病院総合情報システムを導入し、今年4月から稼働をしたところでございます。

次に、患者数でございますが、入院患者数は1日平均98.1人で18年度と比較しまして4.9 人の減、外来患者数は1日平均201.6人で18年度と比較をしまして5人増という結果となり ました。

患者1日当たりの平均単価ですが、入院は2万8,709円で同じく18年度と比較をしまして972円の増、外来では8,725円で18年度と比較しまして255円の増となりました。

次に、決算書の3ページ、損益計算書をお開きください。

医業収支は5,287万7,703円の損失、医業外収支で2,878万3,988円の利益となり、その結果、 経常損失は2,409万3,715円になりました。

これに特別損失としまして、平成14年度までの未収金を不納欠損して処理した結果、当年度純損益は2,944万8,275円となり、繰越欠損金6億955万524円を合わせました6億3,899万8,799円が当年度未処理欠損金となったところでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いを申し上げます。

## 〇議長(杉原豊喜君)

第96号議案に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。6番宮本議員

# 〇6番(宮本栄八君) [登壇]

不納欠損が多く出ているような説明ですけれども、その不納欠損の基準というのはどうい うふうな格好になっておりますか。

## 〇議長(杉原豊喜君)

伊藤市民病院事務長

## 〇伊藤市民病院事務長〔登壇〕

不納欠損の内容と基準ということの御質問だと思います。

今回の534万5,300円につきましては、病院での未収金、要は診療未収金176件分の処理を させていただいています。内容につきましては、平成11年度が1件、12年度が3件、13年度 が79件、14年度が93件でございます。

基準につきましては、地方自治法の規定に基づきまして、5年を経過したもので、なおかつ生活困窮者、行方不明、それから死亡について不納欠損をさせていただいたところでございます。

## 〇議長(杉原豊喜君)

ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第96号議案は、14人の委員をもって構成する特別会計等決算審査特別 委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付することにしたいと思います。こ れに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、第96号議案は14人の委員をもって構成する特別会計等決 算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま設置されました特別会計等決算審査特別委員会の特別

委員の選任につきましては、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、4番松尾陽輔議員、6番宮本議員、7番古川議員、8番上野議員、9番山口良広議員、10番吉川議員、12番末藤議員、16番樋渡議員、18番大渡議員、20番松尾初秋議員、22番平野議員、25番牟田議員、29番黒岩議員、30番谷口議員の以上14名を特別委員に指名いたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

## [「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました14名を特別会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

日程第17. 第97号議案 平成19年度武雄市水道事業会計決算認定について及び日程第18. 第98号議案 平成19年度武雄市工業用水道事業会計決算認定についてを一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。宮下水道部長

#### 〇宮下水道部長〔登壇〕

第97号議案 平成19年度武雄市水道事業会計決算認定につきまして補足説明を申し上げます。

まず、水道事業の概要について申し上げます。

8ページから事業報告書を掲載しておりますとおり、本市の水道事業は、合併に伴い給水 人口5万人を超えるようになり、厚生労働省の直轄管理となる創設認可を受けました。

事業の全体像でございますが、15ページ、下段のほうをごらんいただきたいと思います。 供給単価が287円20銭、給水原価は304円56銭でございまして、その差が17円36銭となりま した。前年度から約20円改善されましたが、依然として給水原価が供給原価を上回っている

状況が続いております。

それでは、決算書に戻り説明いたします。

1ページ、決算報告書をごらんいただきたいと思います。

まず、収益的収支におきましては、収入が15億8,660万573円、支出が14億1,417万8,756円 となりました。

2ページの資本的収支につきましては、収支差し引き4億9,228万2,089円の不足となり、 過年度分損益勘定留保資金、減債積立金並びに当年度消費税等で補てんいたしました。

3ページ、損益計算書につきましては、営業利益が2億1,331万7,559円となり、経常利益は1億7,774万6,794円で、純利益が1億6,904万4,000円になりました。

今後も事務の効率化、経費の削減を図るなど経営改革に積極的に取り組み、健全経営に努めていく所存です。

以上、平成19年度武雄市水道事業会計決算書の補足説明とさせていただきます。

続きまして、第98号議案 平成19年度武雄市工業用水道事業会計決算認定について御説明

いたします。

7ページ、事業概要でございますが、給水事業所は19年11月から1社減で3社となっております。

契約水量につきましては、前年度末より30立方メートル少なくなり、1日当たり360立方メートルとなっております。

次に、1ページ、収益的収支におきましては、収入が6,360万4,396円、支出が5,543万6,761円となりました。

3ページ、損益計算書につきましては、営業収益660万4,396円、営業費用3,346万3,430円、営業損失が2,685万9,034円となりました。

営業外収益が5,700万円あることから、経常利益につきましては816万7,635円となりました。

以上、簡単ではございますが、平成19年度武雄市工業用水道事業会計決算の補足説明とさせていただきます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

## 〇議長(杉原豊喜君)

第97号、第98号議案に対する一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第97号、第98号議案は、特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、第97号、第98号議案は特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決定いたしました。

日程第19. 第101号議案 平成19年度武雄市一般会計決算認定についてから日程第27. 第109号議案 平成19年度武雄市交通災害共済特別会計決算認定についてまでの以上9議案 を一括議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。森会計管理者

#### 〇森会計管理者〔登壇〕

第101号議案 平成19年度武雄市一般会計決算認定から第109号議案まで各特別会計の決算 認定について補足説明を申し上げます。

お手元のほうに平成19年度の武雄市歳入歳出決算書の冊子を差し上げておりますので、ご らんいただきたいと存じます。厚い資料でございます。

前段の42ページまでが各会計の決算書、それから43ページ以降が附属書類でございまして、 地方自治法の第233条第5項、同法第241条第5項、同法施行令第166条第2項の規定に基づ きまして、事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、基金運用状況報告書 を提出いたしております。

なお、主要施策の成果及び予算執行の実績に関する報告書につきましては、別冊のほうに 差し上げておりますので、御参照をお願いいたします。

それでは、それぞれの決算について簡単にその概要を説明いたします。

まず、決算書の1ページ、2ページでございますが、一般会計、特別会計の総括表を掲載いたしております。各会計の総計では、収入済み額が487億6,268万5,684円、支出済み額が479億831万2,588円、歳入歳出の差し引き額は8億5,437万3,096円となっております。

第101号議案、一般会計歳入歳出決算については、決算書の3ページから10ページでございます。

5ページ、6ページで、予算現額202億1,042万7,000円に対しまして、収入済み額が201億6,515万2,721円。

10ページでございますが、支出済み額が196億5,851万6,432円、歳入歳出の差し引き残高が5億663万6,289円となっております。なお、予算執行率は97.3%でございます。

なお、歳入に関して、市税及び使用料等の不納欠損額や、それから収入未済額、繰越明許 分に係ります国庫補助金等の収入未済額がございます。また、歳出についても、翌年度繰越 額がございますが、これらにつきましては43ページ以降の附属書類、事項別明細書に詳細に 掲載いたしておりますので、御参照方お願いいたします。

続きまして、第102号議案、国民健康保険特別会計について申し上げます。決算書の11ページから14ページでございます。

予算現額61億3,150万円に対しまして、収入済み額が59億9,748万9,978円、支出済み額が59億2,330万4,724円、歳入歳出の差し引き残高が7,418万5,254円となっており、予算執行率は96.8%でございます。

なお、国保税の不納欠損額、あるいは収入未済額がございますが、事項別明細書を303ページから326ページに掲載いたしておりまして、これらの概要につきましては308ページに掲載いたしておりますので、御参照方お願いいたします。

続きまして、第103号議案、老人保健特別会計について、決算書の15ページから18ページ でございます。

予算現額が62億9,046万円に対しまして、収入済み額が61億1,087万6,048円、支出済み額61億5,846万3,523円となっており、差し引き残高がマイナス4,758万7,475円生じております。この不足分につきましては、平成20年度からの歳入繰り上げ充用をいたしておるところでございます。

事項別明細書を、327ページから338ページに掲載いたしております。

続いて、第104号議案、農業集落排水事業特別会計については、決算書の19ページから22 ページでございます。 予算現額が7億4,683万8,000円に対しまして、収入済み額7億5,523万2,154円、支出済み額7億4,167万4,529円、差し引き残高が1,355万7,625円となっております。予算執行率は99.3%でございます。

なお、収入未済額につきましては、農排施設の使用料、あるいは農排施設加入分担金となっております。

事項別明細書を、339ページから352ページのほうに掲載をいたしております。

続きまして、第105号議案、公共下水道事業特別会計については、決算書の23ページから26ページまででございます。

予算現額が5億6,627万円に対しまして、収入済み額が5億5,523万2,094円、支出済み額が5億5,266万2,482円、差し引き残高が256万9,612円となっております。予算執行率は97.6%でございます。

この会計では、工事費関係で1,150万円の繰越額がございます。

事項別明細書は、353ページから366ページに掲載をいたしております。

続きまして、第106号議案、土地区画整理事業特別会計については、決算書の27ページから30ページでございます。

予算現額が5億2,424万1,000円に対しまして、収入済み額が4億7,406万319円、支出済み額4億7,196万4,806円、差し引き残高として209万5,513円となっております。予算執行率は90%でございます。

なお、収入未済額2,218万2,000円、繰越額が5,125万円でございます。

367ページ以降に、事項別明細書を掲載いたしております。

それから、第107号議案、競輪事業特別会計につきましては、決算書の31ページから34ページでございます。

予算現額が150億2,057万2,000円に対しまして、収入済み額146億7,529万6,222円、支出済み額143億7,592万3,110円、差し引き残高といたしまして2億9,937万3,112円となっており、予算執行率は95.7%となっております。

381ページ以降に、事項別明細書を掲載いたしております。

第108号議案、給湯事業特別会計につきましては、決算書の35ページから38ページでございます。

予算現額2,734万8,000円に対しまして、収入済み額2,874万6,508円、支出済み額2,520万3,902円、差し引き残高354万2,606円となっておりまして、予算執行率は92.2%でございます。

第109号議案、交通災害共済特別会計につきましては、決算書の39ページから42ページで ございます。

予算現額が218万8,000円に対しまして、収入済み額59万9,640円、支出済み額59万9,080円

となっております。

次に、実質収支について申し上げます。決算書の附属書類の415ページから416ページのほうに各会計ごとに掲載をいたしております。

歳入歳出差し引き残額から翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた額が、19年度の実質収 支額となっております。なお、金額の説明については省略いたします。

それから、417ページ以降に財産に関する調書、基金運用状況報告書を掲載しておりますので、御参照方お願い申し上げます。

なお、平成19年度の主要施策の成果及び予算執行の実績に関する報告につきましては、別 紙のとおり各会計ごとに各種事業の概要を掲載いたしております。

また、最後のページに地方債の残高を掲載いたしております。

説明につきましては省略いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、平成19年度の一般会計、特別会計の決算の概要の説明を終わります。 よろしく御審議のほどお願いいたします。

## 〇議長(杉原豊喜君)

質疑を開始いたしますが、質疑は区分して行います。

まず、第101号議案 平成19年度武雄市一般会計決算認定に対する質疑を開始いたします。 質疑ございませんか。22番平野議員

#### 〇22番(平野邦夫君)〔登壇〕

きょうもらったばっかりですから、目を通す暇はほとんどありませんけど、ただ、気づいたところだけ、平成19年度の主要施策の成果及び予算執行の実績に関する報告書の11ページ、単純なミスですけど、当日有権者数、登録者数、投票者総数、これはけたを間違っていますので、今訂正しとったがいいんじゃないですかね。

そういう意味では、数字はこれからずっと見ていかなきゃいけませんけれども、きちんと チェックされているんでしょうけど、今気づいたところではそれがありますので、報告をお 願いしたいと思います。

#### 〇議長(杉原豊喜君)

暫時休憩をいたします。

 休
 憩
 11時3分

 再
 開
 11時7分

## 〇議長(杉原豊喜君)

休憩前に引き続き再開をいたします。

ただいまの22番議員の指摘について、執行部より答弁をさせます。大宅選挙管理委員会事 務局長

# 〇大宅選挙管理委員会事務局長〔登壇〕

ただいま御指摘いただきました報告書の11ページの件でございますけれども、合計の欄が、 当日の有権者数につきましては4万948人、投票者総数につきましては2万572人というふう になります。訂正させていただきます。(「もう一回」「高うきちっと言わんば」と呼ぶ者 あり)

選挙当日の有権者数につきましては4万948人、投票者総数につきましては2万572人でございます。

# 〇議長 (杉原豊喜君)

実績に関する報告書の訂正は、以上でよございましょうか。 (「はい」と呼ぶ者あり) ほかに質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

次に、第101号、第102号、第103号議案及び第109号議案の以上4議案の一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

次に、第104号から第108号議案までの5議案の一括質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

お諮りいたします。第101号から第103号議案まで及び第109号議案の以上4議案については、14人の委員をもって構成する一般会計等決算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思います。これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、以上4議案は14人の委員をもって構成する一般会計等決 算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

次に、お諮りいたします。ただいま設置されました一般会計等決算審査特別委員会の特別 委員の選任につきましては、武雄市議会委員会条例第8条第1項の規定により、1番上田議 員、2番浦議員、3番山口裕子議員、5番大河内議員、11番山﨑議員、13番前田議員、14番 小栁議員、15番石橋議員、17番小池議員、19番山口昌宏議員、21番吉原議員、23番江原議員、 26番川原議員、27番髙木議員、以上14名を特別委員に指名いたしたいと思います。これに御 異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました14名を一般会計等決算審査特別委員会委員に選任することに決しました。

お諮りいたします。第104号から第108号議案までの以上5議案については、特別会計等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付したいと思います。これに御異議ございませんか。

# [「異議なし」と呼ぶ者あり]

御異議なしと認めます。よって、以上5議案は、14人の委員をもって構成する特別委員会 等決算審査特別委員会に付託の上、閉会中の継続審査に付することに決しました。

ここで、特別会計等決算審査特別委員会並びに一般会計等決算審査特別委員会委員の正副 委員長互選のため、暫時休憩をいたします。11時30分まで休憩をいたします。

 休
 憩
 11時11分

 再
 開
 11時29分

# 〇議長(杉原豊喜君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま特別委員会における正副委員長の互選の結果の報告がありましたので、御報告を いたします。

特別会計等決算審査特別委員会委員長に12番末藤議員、副委員長に9番山口良広議員、一般会計等決算審査特別委員会委員長に17番小池議員、副委員長に2番浦議員、以上のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

日程第28. 報告第11号 専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

# 〇大庭総務部長〔登壇〕

報告第11号 専決処分の報告について補足説明を申し上げます。

議案書13ページでございます。

これにつきましては、職員が起こしました交通事故の損害賠償について、市長の専決処分 事項の指定に関する条例の規定により、平成20年8月25日付で専決処分をいたしましたので、 報告するものでございます。

事故の概要ですが、平成20年7月23日午後2時ごろ、武雄市役所車庫東側駐車場に職員が 公用車をバックで駐車する際、既に駐車してありました本市古賀副市長の自家用車に接触し 損害を与えたもので、損害賠償の額は22万172円です。

基本的な注意を怠り、職員が事故を発生しましたことに対しまして、深くおわびを申し上げます。

なお、関係職員につきましては厳重に注意し、再発防止に努めるよう強く指導したところです。

以上、御報告させていただきます。

# 〇議長(杉原豊喜君)

報告第11号に対する質疑を開始いたします。質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

報告第11号は法令に基づき報告されたものであります。この程度でとどめたいと思います。 日程第29. 報告第12号 平成19年度武雄市一般会計継続費精算報告書の報告についてを議 題といたします。

提出者から補足説明があれば、その説明を求めます。大庭総務部長

#### 〇大庭総務部長 [登壇]

報告第12号 平成19年度武雄市一般会計継続費精算報告書について補足説明を申し上げます。

議案書の15ページをごらんください。

これにつきましては、東川登小学校施設整備事業に伴う仮設校舎の借り上げについて、平成18年度から平成19年度までの2カ年の継続費を設定しておりましたが、平成19年度をもって精算報告書のとおり事業が完了しましたので、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

## 〇議長(杉原豊喜君)

報告第12号に対する質疑を開始いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

報告第12号は法令に基づき報告されたものであります。この程度でとどめたいと思います。 日程第30. 意見書第6号 住民本位の医療を求める意見書についてを議題といたします。 提出者の趣旨説明を求めます。29番黒岩議員

#### 〇29番(黒岩幸生君) [登壇]

住民本位の医療を求める意見書提出について提案理由の説明をいたします。

武雄市民病院を池友会へ移譲するに当たっては、365日、24時間体制で救急車受け入れ体制をこのまま存続していただくこと、あるいはまた、救急車で行かなくても昼夜・深夜を問わない診療をしてもらうこと、以上2件について、ぜひとも移譲先について注文をつけていただきたいという気持ちで、松尾初秋議員、あるいは浦泰孝議員の協力を得まして意見書を提出するものでございます。

どうかよろしくお願いいたします。

#### 〇議長(杉原豊喜君)

提出者に対する質疑を開始いたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

質疑をとどめます。

本意見書は総務常任委員会に付託をいたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。どうもお疲れさまでした。

散 会 11時33分